

平成30年6月26日

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号

株式会社 **滋賀銀行**

取締役頭取 高橋 祥二郎

第131期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第131期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第131期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第131期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当は特別配当1円を加え、1株につき4円50銭と決定いたしました。
- 第2号議案** 株式併合の件
本件は、原案どおり承認可決され、平成30年10月1日を効力発生日として、当行株式5株を1株の割合で併合することと決定いたしました。
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり林 一義氏が選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり田中 正志氏が選任されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、役付取締役が次のとおり選定され、就任いたしました。

常務取締役 久保田 真也

また、本総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役が次のとおり選定され、就任いたしました。

監査役(常勤) 林 一義

以上

配当金のお支払いについて

第131期期末配当金（1株につき4円50銭）は、平成30年6月27日からお支払いいたします。

- ・口座振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」および「配当金振込先ご確認」のご案内をご確認ください（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先については、お取引の口座管理機関（証券会社等）へお問い合わせください）。
- ・口座振込をご指定でない方は、「配当金計算書」および「配当金領収証」を同封いたしましたので、「配当金領収証」により払渡期間（平成30年6月27日から平成30年7月31日まで）に最寄りのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、お受け取りの際は、「配当金領収証」裏面のご注意をご覧ください。

以上

株式併合に伴う当行株式のお取り扱いについて

当行は、本定時株主総会において、平成30年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することをご承認いただきました。また、平成30年2月23日開催の取締役会の決議にもとづき、同じく平成30年10月1日をもって、当行の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

つきましては、当行株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合および単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式および議決権

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

なお、株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有される当行株式の資産価値に変動はありません。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」または「単元未満株式の買増」制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または下記の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

この端数株式の処分代金は平成30年12月頃にお送りすることを予定しております。

【お問い合わせ先】

当行の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日等を除く）

以上